

【1】保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（専攻科を除く。）
--------------------------	---

（２）次の者の課税証明書等を提出します。（⑤⑥に該当する場合は、課税証明書等及び扶養誓約書を提出。また、専攻科で多子世帯に該当する場合は、課税証明書等及び扶養親族申告書を提出。）

①	☐	親権者（両親） 2 名分
②	☐	親権者 1 名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等） 2 名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下、同様）。

※所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
(ふりがな)		(ふりがな)	

（３）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

※（２）及び（３）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--